



市民の安全で安心な生活を確保 し、社会経済活動の健全な発展に寄 与するため、暴力団の排除の推進に 関する条例を制定しました。



社会全体で暴力団のいない安全で 安心なまちをつくりましょう。

# 上越市暴力団の排除の推進に関する条例 平成25年1月1日施行

基

本 理 念

- 暴力団を恐れない
- 暴力団に資金を提供しない
- 暴力団を利用しない

## 暴力団追放



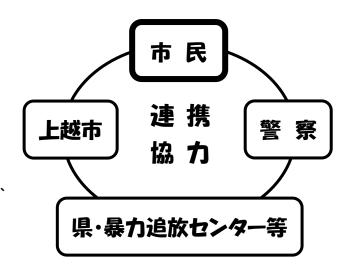
#### 市民・事業者の行動

- 市や関係機関と連携・協力を図りながら、暴力団の排除を推進 する活動に取り組むように努めましょう。
- 暴力団員または暴力団員が指定した者に対し、金品やその他の ダメ! 暴力団 財産上の利益を与えてはいけません。
- 祭礼などのイベントを主催する者は、その運営に暴力団員を関 ダメ! 暴力団 与させないように努めるとともに、暴力団排除に必要な措置を 講ずるように努めましょう。

### 制定の背景

暴力団は、市民生活や社会経済活動に深く介入し、 暴力や暴力団の威力を背景とした資金獲得活動で、 市民や事業者に多大な脅威を与えています。

このような状況から、新潟県では暴力団排除条例を施行、本市においても安全で安心な市民生活を確保するとともに社会経済活動の健全な発展に寄与するため、市民・事業者、市、関係機関・団体等が一体となって暴力団の排除を推進するため条例を制定しました。



#### 条例の主な内容

基本理念

市民・事業者、市、警察等が、暴力団に対して「恐れない」「資金を提供しない」「利用しない」を合言葉に、相互に連携協力し合い、暴力団の排除を推進していくこととします。



市民・事業者の 責 務

- **▶ 暴力団排除に関する施策へ協力するものとします。**
- ◆ 暴力団に有益な行為を行わないよう努めるものとします。
- **◆** 暴力団排除に関する情報の提供に努めるものとします。

市民・事業者の行動

- **◆** 暴力団の威力を利用する対価として金品等の利益供与をしてはいけません。
- ◆ 暴力団の活動の助長等となる利益供与をしてはいけません。
- ◆ 祭礼や興行等の運営に暴力団員を関与させないよう努めることとします。

#### 市の責務

- ◆ 暴力団排除に関する施策を実施します。
- ◆ 暴力団と契約しません。
- ◆ 暴力団に補助金などを交付しません。
- ◆ 暴力団を市主催等の行事に関与させません。
- 市の基本的施策
- ◆ 暴力団に市の施設を管理させません。
- ◆ 暴力団に市の施設を利用させません。
- ◆ 青少年の暴力団加入防止等を適切に指導します。





お問い合わせ 上越市 防災危機管理部 防災危機管理課

〒943-8601 上越市木田 1-1-3

TEL: 025-526-5111 (内線 1734)

FAX: 025-526-5061 E-mail: bouhan@city.joetsu.lg.jp